

## 令和5年第31回選挙管理委員会定例会会議録

開催日時	令和5年9月19日(火)			午前10時00分から 午前10時45分まで
出席者	委員	本橋委員長、梅田委員長職務代理、小井委員、松島委員		
	事務局	石田局長、増田次長、中野選挙法規担当係長、清水主査		
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	なし	
会議の結果 及び 主な発言	議案等			結果
	議案42号	裁判員候補者予定者の選定について		決定
	議案43号	検察審査員候補者予定者の選定について		決定
	報告31-1	令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて		了承
委員長	これから令和5年第31回の定例会を開会いたします。			
	<b>&lt;裁判員候補者予定者の選定について&gt;</b>			
委員長	議案第42号について、事務局から説明をお願いします。			
局長	<p>議案第42号をご覧ください。            裁判員候補者予定者の選定を行います。            根拠法令は、裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第21条です。第21条には、市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者をくじで選定しなければならないと規定されております。            東京地方裁判所長から裁判員候補者の割当について、杉並区は1,187人を割り当てた旨の通知が届いております。よって、今回1,187人を裁判員候補者予定者として選定していただきます。            選定の手順について、まず、選挙人名簿は9月1日定時登録の487,699人の選挙人名簿登録者データに基づいて行います。            次に、487,699人から、選挙人名簿に公職選挙法第11条第1項もしくは第252条又は政治資金規正法第28条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がされている者を除きます。            最後に、その除いたデータを名簿管理システムにて、東京地方裁判所より割当てられた裁判員候補者予定者の員数を選定いたします。            選定後は選定録を作成し、選定された者については、裁判員候補者予定者名簿として電子媒体により東京地方裁判所に送付いたします。            以上、議案第42号の説明となります。            これから裁判員候補者予定者の選定を行っていただきますが、選定のやり方については、名簿担当の葛巻からご案内いたします。</p>			
葛巻	<p>名簿担当の葛巻です。よろしく申し上げます。今から裁判員候補者予定者の選定を始めます。現在時刻が10時5分です。今回調製する裁判員候補者予定者名簿は令和6年分のもとなります。それでは、委員長に名簿管理システムの</p>			

	<p>裁判員候補者予定者選定ボタンを押していただき、裁判員候補者予定者の選定を行っていただきます。</p> <p>(裁判員候補者予定者選定ボタン押下)</p> <p>午前10時7分、ただ今選定が終了しましたので、選定録への署名をお願いいたします。</p>
委員長	<p>ただ今裁判員候補者予定者の選定が終了しましたが、委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。</p> <p>裁判員候補者予定者の選定は、年に何回行うのですか。</p>
局長	<p>年に1回です。毎年9月1日までに、東京地方裁判所から、次年に必要な裁判員候補者の員数が割り当てられ、市町村の選挙管理委員会宛てに通知されます。それを受けて、市町村の選挙管理委員会は10月15日までに裁判員候補者予定者名簿を東京地方裁判所に送付します。</p>
委員長	<p>裁判員候補者予定者名簿を東京地方裁判所に送付した後は、実際に裁判員候補者となるには、どのような手続きがとられるのですか。</p>
局長	<p>東京地方裁判所により事件ごとに裁判員候補者名簿の中から、くじで裁判員候補者が選定されます。</p> <p>本日選定されました1,187人のリストは、次回の選挙管理委員会定例会でご確認いただきます。</p>
委員長	<p>それでは、議案第42号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
	<p><b>&lt;検察審査員候補者予定者の選定について&gt;</b></p>
委員長	<p>続いて、議案第43号について、事務局から説明をお願いします。</p>
局長	<p>議案第43号をご覧ください。</p> <p>次は、検察審査員候補者予定者の選定を行います。</p> <p>根拠法令は、検察審査会法第10条です。第10条には、市町村の選挙管理委員会は選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者をくじで選定しなければならないと規定されております。</p> <p>東京第一検察審査会事務局長から検察審査員候補者の割当について、杉並区は、第一群から第四群まで合計23人を割り当てた旨の通知が来ております。通知は第一から第六までの東京検察審査会事務局長からそれぞれ届いておりますので、今回は合計138人を選定していただきます。</p> <p>選定の手順は、先ほどの裁判員候補者予定者の選定と同様に行います。</p> <p>選定後は選定録を作成し、選定された者については検察審査員候補者予定者名簿として電子媒体により集約庁である東京第一検察審査会事務局に送付いたします。</p> <p>以上、議案第43号の説明となります。</p> <p>では、選定のやり方については、葛巻からご案内いたします。</p>
葛巻	<p>それでは、検察審査員候補者予定者の選定を始めます。現在時刻が10時10分です。東京第一検察審査会から東京第六検察審査会までの計6回、先ほどの裁判員候補者予定者の選定と同様に選定を行っていただきます。選定する人数は各回23人です。それでは、委員長に名簿管理システムの検察審査員候補者予定者選定ボタンを押していただき、検察審査員候補者予定者の選定を行っていただきます。まずは、東京第一検察審査会の23人の選定です。</p>

	<p>(検察審査員候補者予定者選定ボタン押下) 次に、東京第二検察審査会の23人の選定です。 (以下、東京第六検察審査会まで同様に選定) 午前10時15分、ただ今選定が終了しましたので、選定録への署名をお願いいたします。</p>
委員長	<p>ただ今検察審査員候補者予定者の選定が終了しましたが、委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 特にありませんか。それでは、議案第43号は決定でよろしいでしょうか。</p>
一同	<p>異議なし。</p>
局長	<p>本日選定されました138人のリストは、裁判員候補者予定者のリストと同様に次回の選挙管理委員会定例会でご確認いただきます。</p>
	<p><b>&lt;令和5年度明るい選挙啓発ポスターコンクールについて&gt;</b></p>
委員長	<p>次に、報告事項31-1をお願いします。</p>
局長	<p>報告31-1をご覧ください。 令和5年度明るい選挙ポスターコンクールの応募状況は、小・中学校合わせて14校から330点の応募となりました。昨年度と比べると半分程度の応募数となりました。 一次審査は、9月13日に運営委員8名と選挙サポーター1名の合計9名で行い、入選候補作品として小学校15点と中学校19点の合計34点及び努力賞として小学校12点と中学校12点の合計24点を選定いたしました。 二次審査は、本日選挙管理委員会定例会終了後の11時から行います。二次審査では、まず、5賞である協議会会長賞、委員長賞、区長賞、教育長賞及び区議会議長賞を決めていただきます。 次に、中学校作品から4点入選作品を決めていただきます。なお、入選候補作品の中で5賞及び入選に選ばれなかった作品が佳作となります。 学校協力校に関しては、本日の選挙管理委員会定例会で決定していただきます。東京都協力校については公立の小・中学校から各1校及び私立中学校から1校、杉並区協力校については小・中学校から各1校を選定していただきます。協力校の選定には、「明るい選挙ポスターコンクール応募実績(学校別)」資料を参考にご検討ください。 以上、報告事項31-1の説明となります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。委員の皆様、ご意見やご質問はありませんか。 東京都の協力校に選ばれると、東京都から感謝状が送られてくるのですか。</p>
局長	<p>東京都より感謝状が送られてきますので、杉並区選挙管理委員会を通じて協力校にお渡しします。</p>
委員長	<p>それでは、委員の皆様、「明るい選挙ポスターコンクール応募実績(学校別)」資料を見ながら協力校を選定しましょう。 まず、小学校の協力校から選定いたします。委員の皆様、ご意見はありませんか。</p>
小井委員	<p>今年度は応募作品数が昨年度に比べて少ないですが、今年度は作品の締切が早かったのですか。 その様な中で、昨年度と同様に多くの作品を応募して下さった和田小学校と次に多くの作品を応募して下さった井荻小学校がよいのではないのでしょうか。</p>

選挙法規 担当係長	作品の募集期間は例年通りとなっております。
委員長	それでは、多くの作品を応募して下さった和田小学校と井荻小学校を協力校に選定いたします。最も多くの作品を応募して下さった和田小学校が東京都協力校、井荻小学校を杉並区協力校とすることでよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	続いて、中学校の協力校を選定いたします。 東京都協力校として、私立中学校から1校選定するということですが、私立中学校からの応募は、國學院大學久我山中学校のみで、作品も多数応募して下さっているのので、私立中学校における東京都協力校は國學院大學久我山中学校を選定することでよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
委員長	それでは、公立中学校の協力校を2校選定します。委員の皆様、ご意見はありませんか。
委員長 職務代理	最も多く応募して下さった井草中学校を東京都協力校とし、次に多く応募して下さった富士見丘中学校を杉並区協力校とするというのはどうでしょうか。
一同	異議なし。
小井委員	作品を多く応募してもらう手立ては何かあるのでしょうか。 私たち選挙管理委員も学校に出向いて応募のお願いに行かないといけなかもかもしれませんね。 学校に送る募集通知には、入選作品に選ばされると表彰式で表彰されて、その場には区長や区議会議員が来ることも記載できると応募数が増えるかもしれませんね。
委員長	それでは、報告31-1についてはよろしいですか。
一同	了承。
	<b>&lt;その他&gt;</b>
委員長	本日の予定されている議案・報告は終了しましたが、その他にございますか。
局長	前回の選挙管理委員会定例会で協議事項として令和6年東京都選挙事務運営協議会部会における検討課題について、ご意見があればご発言いただきたい旨を申し上げておりましたが、何かございますか。
小井委員	聴覚障害者団体から公職選挙法改正要望もありましたが、障害者や高齢者への配慮について、投票所ではどのような配慮が必要であるのかやその他各選挙管理委員会がどのような取組を行っているのか等を検討課題とするのはどうでしょうか。
委員長	投票管理者及び投票立会人の確保について、特に期日前投票では投票管理者や投票立会人を確保することに難儀していると聞いておりますので、これを検討課題とすることもよいのではないかと考えます。
局長	過去に同様の検討課題が提案されていないか等を確認しながら、来週以降またご提示させていただきたいと思えます。
委員長	その他はございますか。

局 長	区議会定例会の一般質問について、9月15日の最終日に田中ゆうたろう区議からのぼり旗の設置についての質問がありました。
委員長	その他はございますか。
局 長	特にありません。
委員長	では、最後に今後の予定等について確認をお願いします。
局 長	次回の第32回の定例会は、9月27日の水曜日に行います。内容は、個人演説会等会場の指定取消についての議案等が予定されております。 (議題書に沿って、9月19日以降の日程を確認。)
委員長	その他、ご意見、ご質問などありませんか。無いようでしたら本日の委員会を終了します。